

氏名(本籍)	くろ さき まこと 黒崎 真(群馬県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博甲第3020号
学位授与年月日	平成15年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	マーティン・ルーサー・キング・ジュニアにおけるキリスト教実践 —アメリカ公民権運動と黒人教会—
主査	筑波大学教授 博士(文学) 明石紀雄
副査	筑波大学教授 文学博士 池田元
副査	筑波大学教授 博士(文学) 木村和男
副査	筑波大学助教授 D.és Lettres 立川孝一
副査	筑波大学教授 文学博士 山中弘

論文の内容の要旨

本論文は、マーティン・ルーサー・キング・ジュニアの公的生涯を「牧師」のそれとして見る視点の重要性を指摘し、そのうえで1950、60年代アメリカ公民権運動におけるキングの実践を、特に黒人教会との関係で考察することを目的とする。

本論は、序章、三部九章、終章から構成される。序章「研究目的、研究史、論文構成、史料批判」において、キングに関する研究史、公民権運動と教会に関する研究史の整理を通して、本論文の研究目的を明確にする。次いで、論文構成を述べ、キングの刊行諸著作および学問的諸論文の史料的価値の問題、口述史料を用いる際の問題に言及する。

第一部「キングの思想形成の源泉」では、キングの思想と行動理解の鍵が南部黒人教会のキリスト教信仰の伝統にあったことを検証する。第一章「黒人キリスト教史概観」において、黒人のキリスト教受容の過程、黒人キリスト教信仰の核心、黒人キリスト教信仰の現実面で表出を、奴隷制時代および南北戦争後20世紀前半までの時期に分けて検討する。キングが黒人教会のキリスト教信仰の核—すべての人間は創造と贖罪において一つとされていること、人間の神の前における平等、神による社会的被抑圧者の解放—を受け継ぎ、神への信仰を積極的に証するために公然たる行事に出る「抵抗」の伝統を継承したことが示される。

第二章「キングの教会の本質と役割に対する理解」では、第一に、キングが教会の本質と役割を「魂の救済」だけでなく「社会変革」にもあると理解していたことが指摘される。第二に、キングの教会理解がより直接的には家庭環境、キングの父および周辺の黒人教会、モアハウス大学(黒人大学)を通じて形成されたことが検証される。特に、クローザー神学校とボストン大学神学部での神学研究は、キングに自己の教会理解を表現するための知的枠組みを提供したことに言及し、キングは神学的には社会的福音を唱道したが、それは白人神学者が説いた正統的なそれではなく、黒人の社会的被抑圧経験に照らして再解釈されたそれであったことが、彼の場合の特徴として提起される。

第二部「キングにおける実践の成果(1955年12月—1965年夏)」では、運動の舞台が南部であり、法的人種隔離制度撤廃運動として展開した公民権運動の前半を取り上げる。

第三章「黒人牧師台頭の背景」では、1955年から1966年の時期が扱われる。第一に、公民権運動に積極的に身

を投じたキングら一群の黒人牧師たちに年齢、学歴、神学的立場などの点で共通してどのような特徴があったかを明らかにする。第二に、キングら一群の黒人牧師たちがこの時期に起こった一連のバスボイコット運動の指導者として台頭するに至った背景を検討する。第三に、一連のバスボイコット運動がそれまで公民権分野に消極的であるとみなされてきた既存の年配黒人牧師たちをも巻き込む形で展開した点に注目し、その要因を検討する。

第四章「黒人教会の活力の再発見」では、1955年から1956年の時期を黒人教会が潜在的に持っていた黒人解放運動への戦略的位置および霊的活力が「再発見」された時期であったと規定し、その実態を検証する。まず、黒人教会が大衆集会会場、情報交換の場、カープールの発着場、運動資金調達場として機能したことが検証される。次に、キングや黒人大衆が肉体的・精神的緊張状態に置かれた際に、黒人教会の「歌」、「祈り」、「説教」の伝統が彼らを内面から支えたことが検証される。

第五章「キングと『全国バプテスト会議』(NBC)」では、1957年から1960年代初頭の時期が扱われる。1957年2月にキングを議長にSCLC(「南部キリスト教指導者会議」)が創設された。SCLCが強調した非暴力直接行動という戦術、およびSCLCが直面していた常勤スタッフおよび活動資金の不足などの問題に言及し、キングが自らも所属する全米最大の黒人教会組織NBCに支援を働きかけるに至った経緯を明らかにする。次いで、キングのこの試みが失敗に終わる過程を具体的に追ひ、そこからこの時期のキングの実践と南部黒人牧師に関し如何なる分析が可能かを論ずる。

第六章「『創造的少数派』の戦術」では、1960年代初頭から1965年夏の時期が扱われる。南部においてSCLCの運動に積極的に関わろうとする黒人牧師は少数であるとの認識に到達したキングが、このような「創造的少数派」と連携して公民権運動をどのように動かそうとしたかが検証される。「創造的少数派」は、1963年4、5月のアラバマ州バーミングハム運動において、法的人種隔離制度を死守せんとする南部白人の一方的暴力性を描き出すドラマを意図的に作り、メディアを通してそれを北部世論と連邦政府に見せる戦術を採用した。それにより、北部世論—特に北部白人リベラル教会勢力と連邦政府を味方につけて実質的には多数派勢力を形成し、南部の法的人種隔離制度撤廃を国内改革のための第一課題に据えることに成功したのであった。

第三部「キングにおける深化(1965年夏—1968年4月4日)」では、運動の関心が北部黒人ゲットーの実質的人種差別問題に移されたキングの晩年の再評価を行う。

第七章「ブラック・パワーの思想家たちによる統合主義・黒人教会批判」では、1966年夏に登場したブラック・パワーと呼ばれる民族主義的運動が、キングが唱えていたような統合主義、および黒人教会の指導力に対して提出した一連の批判を明らかにする。特に、キングに批判的であった宗教思想家として黒人イスラム教組織「ネイション・オブ・イスラム」の指導者イライジャ・ムハマッドを、政治的思想家としてSNCC(「学生非暴力調整委員会」)委員長ストークリー・カーマイケルを取り上げ、この点を検証する。

第八章「ブラック・パワーと黒人教会—『全国黒人牧師会議』(NCBC)の応答」では、ブラック・パワー運動に対する黒人キリスト教界からの積極的応答として、1966年7月に北部黒人牧師を中心に創設されたNCBCを取り上げ、NCBCを創設した黒人牧師たちの特徴、NCBCという組織と活動内容、NCBCの黒人キリスト教界へのインパクトと限界を検証する。

第九章「キングとブラック・パワー」では、ブラック・パワー運動とキングの相互批判的対話を検討する。第一に、1966年夏のシカゴ自由運動以前のキングのブラック・パワー理解を検討する。第二に、シカゴ自由運動を通してキングの福音理解とブラック・パワー理解が深められる過程を、同運動への地元黒人教会の応答との関連で追う。第三に、最晩年のキングが、ブラック・パワーの概念の中に黒人下層大衆の貧困問題への取組みに対する積極性を見出し注目したこと、そして、同問題に対して多数の中産階級黒人牧師たちがとった無関心ないし躊躇を憂慮したことを検証する。

終章「黒人教会に対するキングの今日的意義」は、本論のまとめである。キングなど社会的福音を唱道する一群の若い黒人牧師たちによる黒人教会の指導力に対する内部批判は、黒人大衆による黒人教会の存在意味への問

い、およびブラック・パワーの思想家たちによる黒人教会の指導力に対するキリスト教外部からの批判と相俟って、黒人教会の活性化を促してきたと結ぶ。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、マーティン・ルーサー・キング・ジュニアの思想と実践についての独創的な研究成果である。また、アメリカ公民権運動と黒人教会の関係について、洞察ある指摘がいくつかなされている

第一に、キングを公民権運動指導者としてより「牧師」として位置づけ、キングの実践を黒人教会との関係で検討している。この視点は歴史研究においては従来取り入れられることはなかったものであり、新しい地平を開くものである。第二に、黒人教会には歴史的にそして今日においても、現状変革的と現状適応的な二つの傾向が存在したことを明らかにしている。第三に、キングは自らの統合主義的路線を批判するブラック・パワー運動に対して消極的に反応したとする従来解釈に対し、実際にはキングは同運動の実行力を高く評価していたことを跡付けている。第四に、初めて公開されたキング関係の一次史料に接し、信憑性の高い公正な記述を行っている。第五に、キングに対する一方的な礼賛に片寄らず、その短所を指摘すると共に、特に黒人教会内の批判者の言い分にも注目した結果、分析が徹底したものとなった。

しかし、本論文に課題がないとは言えない。第一に、公民権運動全体におけるキングの位置づけにやや曖昧さが残る。運動全体が先鋭化して行った中で、彼は取り残されたのか、それとも同調していったのか。第二に、研究対象との距離を保ち客観的な記述に努める姿勢は評価できるが、キングの思想と実践について、強調することも必要である。たとえば黒人教会の伝統をどのように守ったか、状況の変化に応じて非暴力主義をいかに適応させて行ったか、など。

かかる課題が残されているが、黒人教会が求められている社会的役割を問われ、その答えを模索するキングの人間像を浮き彫りにし、キングの公民権運動家としての可能性と共にその限界を指摘している点は高く評価され、この分野での研究に大きく寄与するものとなっている。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。